

●香川県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年7月27日から同年8月17日まで一般の縦覧に供する。

平成19年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市大野原町大野原字辻東1186番5 地先から 観音寺市大野原町大野原字辻東1187番1 地先まで	11.5～31.0	70	平成10年香川県告示第57号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成19年7月27日